



お問い合わせは 国保医療課 ☎610-0195 城陽市寺田東ノ口16・17 (56)4038 FAX(56)3999

表(1)令和6年度保険料の料率

	区分	令和6年度	令和5年度	差引
医療分	所得割率	8.41%	7.80%	0.61%
	均等割額	23,720円	21,800円	1,920円
	平等割額	25,120円	23,460円	1,660円
	賦課限度額	650,000円	650,000円	0円
支援分	所得割率	3.23%	3.11%	0.12%
	均等割額	9,000円	8,580円	420円
	平等割額	9,520円	9,200円	320円
	賦課限度額	240,000円	220,000円	20,000円
介護分	所得割率	2.69%	2.69%	0.00%
	均等割額	7,760円	7,760円	0円
	平等割額	6,100円	6,100円	0円
	賦課限度額	170,000円	170,000円	0円

このように、保険料は世帯の所得や加入者の人数により異なるものですが、保険料が高い人も低い人も、受けられる医療などの内容は同じです。そのため、保険料には表(1)のとおり負担の限度額(賦課限度額)が設けられています。

保険料の限度額

国保に加入しているみなさんに納めています。「医療分」は加入者の医療にかかる分、「支援分」は後期高齢者医療を支える分、「介護分」は後期高齢者医療を支える分です。また、「介護分」は、医療分の保険(第2号被保険)の分です。それぞれの負担の考

保険料の負担

国保加入者は、職場の健康保険や共済組合などに加入していない人が病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるための制度で、加入者の保険料と国・府・市の負担金などの公費(税金)によって医療費がまかなわれています。市では、令和6年4月1日現在で、9437世帯、1万3779人が国保に入っています。

今回は、国民健康保険制度の保険料のしくみについてお知らせします。

6月17日付けで世帯主宛てに通知します。

令和6年度国民健康保険料のしくみ 国保が守るみんなの健康

この前年の所得金額に応じて負担していただけるもの、「均等割」は世帯の加入者の人数に応じて負担していただけるもの、「平等割」は加入者数をもとに計算します。「令和6年度国民健康保険料納入決定・更正通知書」が届いたら、表(1)～(4)を参考に、ご自身で計算してみてください。

保険料は、加入者全員の前年の所得金額や加入者数をもとに計算します。「令和6年度国民健康保険料納入決定・更正通知書」が届いたときは、表(1)～(4)を参考に、ご自身で計算してみてください。

表(2)保険料の軽減判定基準

軽減割合	世帯の所得
7割軽減	【43万円+10万円×(給与所得者等※の数-1)】以下
5割軽減	【43万円+(29.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)】以下
2割軽減	【43万円+(54.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)】以下

※世帯主、被保険者および特定同一世帯所属者(国保から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した人)のうち、一定の給与所得者または公的年金に係る所得を有する人

この前年の所得金額に応じて負担していただけるもの、「均等割」は加入者数をもとに計算します。「令和6年度国民健康保険料納入決定・更正通知書」が届いたときは、表(1)～(4)を参考に、ご自身で計算してみてください。

保険料の計算方法

表(3)未就学児の均等割額の軽減

低所得者の軽減割合	未就学児に係る均等割額の軽減割合	未就学児の軽減あり
軽減なし	軽減なし	5割軽減
2割軽減	2割軽減	6割軽減
5割軽減	5割軽減	7.5割軽減
7割軽減	7割軽減	8.5割軽減

この前年の所得金額に応じて負担していただけるもの、「均等割」は加入者数をもとに計算します。「令和6年度国民健康保険料納入決定・更正通知書」が届いたときは、表(1)～(4)を参考に、ご自身で計算してみてください。

保険料は、加入者全員の前年の所得金額や加入者数をもとに計算します。「令和6年度国民健康保険料納入決定・更正通知書」が届いたときは、表(1)～(4)を参考に、ご自身で計算してみてください。

表(4)保険料の計算方法

保険料=医療分+支援分+介護分

$$\text{医療分} + \frac{\text{所得割額}}{\text{加入者全員の基準総所得額}} \times \text{所得割率} + \frac{\text{均等割額}}{\text{加入者数} \times \text{均等割額}} + \frac{\text{平等割額}}{\text{平等割額}}$$

*基準総所得額=総所得金額など-基礎控除金額(43万円(前年の合計所得額が2,400万円を超えると段階的に減少します))

*介護分は、40～64歳までの国保加入者にかかります

*それぞれの計算の後、100円未満は切り捨てます

(例)世帯主41歳、妻38歳、子14歳の場合

(世帯主の所得の種別は「給与」所得、妻・子の所得はないものとします)

加入者の総所得額	軽減割合	医療分	支援分	介護分	保険料(合計)
43万円	7割	28,800円	10,900円	4,100円	43,800円
128万円	5割	119,600円	45,700円	29,700円	195,000円
199万円	2割	208,100円	79,500円	53,000円	340,600円
300万円	-	312,400円	119,500円	82,900円	514,800円
600万円	-	564,700円	216,400円	163,600円	944,700円

この前年の所得金額に応じて負担していただけるもの、「均等割」は加入者数をもとに計算します。「令和6年度国民健康保険料納入決定・更正通知書」が届いたときは、表(1)～(4)を参考に、ご自身で計算してみてください。

保険料は、加入者全員の前年の所得金額や加入者数をもとに計算します。「令和6年度国民健康保険料納入決定・更正通知書」が届いたときは、表(1)～(4)を参考に、ご自身で計算してみてください。

表(4)保険料の計算方法

保険料=医療分+支援分+介護分

$$\text{医療分} + \frac{\text{所得割額}}{\text{加入者全員の基準総所得額}} \times \text{所得割率} + \frac{\text{均等割額}}{\text{加入者数} \times \text{均等割額}} + \frac{\text{平等割額}}{\text{平等割額}}$$

*基準総所得額=総所得金額など-基礎控除金額(43万円(前年の合計所得額が2,400万円を超えると段階的に減少します))

*介護分は、40～64歳までの国保加入者にかかります

*それぞれの計算の後、100円未満は切り捨てます

(例)世帯主41歳、妻38歳、子14歳の場合

(世帯主の所得の種別は「給与」所得、妻・子の所得はないものとします)

加入者の総所得額	軽減割合	医療分	支援分	介護分	保険料(合計)
43万円	7割	28,800円	10,900円	4,100円	43,800円
128万円	5割	119,600円	45,700円	29,700円	195,000円
199万円	2割	208,100円	79,500円	53,000円	340,600円
300万円	-	312,400円	119,500円	82,900円	514,800円
600万円	-	564,700円	216,400円	163,600円	944,700円

